

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和三年一月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月十六日奈良県指令高土第三一―二四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月二十一日高土第九八〇号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年十二月二十一日高土第四一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市上中二一四番五、二一四番六、二一四番七、二一四番八及び二一四番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市曲川町六丁目一二番七号

高栄ハウジング株式会社 代表取締役 溝口栄一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市上中二一四番九

下水道 香芝市上中二一四番九の一部